デザイン性審査票

氏名:

それぞれの項目について5点満点で審査し、該当する点数を記入ください。										
評価	とても優れている	優れている	標準的である	やや悪い	悪い					
評点	5	4	3	2	1					

評価項目			配点倍率	点 数 (評点×倍率)	
5 面		①区名の口ゴ含め、全体のトーンが市版と統一感のあるデザインか	× 1		
	全 体	②発行月、発行番号、区役所の住所等の位置、大きさ及びデザインは適切か	× 1		
		③区版表紙として相応しいデザインとなっているか	× 1		
	特	④特集面への導入とした作りとなっているか	× 1		
	集	⑤写真が内容に沿ってバランスよく配置、トリミング等されているか	× 1		
	<u>ا</u>	⑥特集とトピックスの複合ページのため、デザインが混在しないようメリハリのあるデザインとなっているか	× 1		
	ピック	⑦地図は見やすく、目印となるスポットも掲載されているか	× 1		
	ス	⑧見出し及び本文の文字の大きさ、文字間、行間、行の長さが読みやすいか	× 1		
8 面 9 面		 ⑨見出し及び本文の文字の大きさ、文字間、行間、行の長さが読みやすいか 	× 1		
		⑩色使いが高齢者や色覚障害者に配慮しているか	× 1		
	特集	⑪写真が内容に沿ってバランスよく配置、トリミング等されているか	× 1		
		②記事の内容と合うイラストが配置され、人権や男女共同参画が意識されているか	× 1		
		③レイアウトに工夫がされ、見やすく読みたくなるようなデザインか	× 2		
全 佐 若年原		⑭紙面全体のトーンがデザインのコンセプト「横浜の都市ブランドを踏まえつつ、若年層~高齢者層まで、どの年代でも読みやすく、とりわけ30~40代を惹きつけるようなスタイリッシュで洗練されたデザイン」となっているか。	× 1		
合計(75点満点)					

追加評価項目

ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営を推進する企業や過去の実績を評価することとし、加点する。

評 価 項 目	配点
【企業としてのワーク・ライフ・バランスへの取組】	
・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている(従	
業員101人未満の場合のみ加算)	
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労	
働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)	
・次世代育成支援対策推進法による認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得	
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得	1
・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得	
・よこはまグッドバランス賞の認定の取得	
【障害者雇用に関する取組】	
・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成	
【健康経営に関する取組】	
・健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経	
営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	
【自治体発行の広報紙のデザイン業務の実績】	1
過去に自治体発行の広報紙(毎月1回以上発行)のデザイン業務の実績があること	

※ 各評価委員の採点に1点の加点となり、加点の合計はそれぞれ5点となります。

【最低基準】

以下の条件のいずれかに当てはまる場合は、選定しないものとします。

- ・「評価項目」の「⑬」について、満点の60%(50点満点×60%=30点)を最低基準とし、全評価委員の採点結果の合計がこれに満たない場合
- ・「評価項目」の全項目について、満点の60%(375点満点×60%=225点)を最低基準とし、全評価委員の採点結果の合計がこれに満たない場合

【評価の結果について】

- ・「評価項目」の各評価委員の採点結果の合計に「追加評価項目」の得点を加え、全評価委員の採点結果の合計得点が 最も高い「提案書」を作成したものを受託候補者として、指名業者選定委員会に諮ります。
- ・合計得点が同一であった場合には、「評価項目」の「⑬」の得点が高い者を受託候補者とします。
- ・「評価項目」の「⑬」の得点も同一であった場合には、「①」~「⑫」及び「⑭」の評価項目ごとに点数を算出し、最高点(5点)をとった項目の合計数が最も多い者を受託候補者とします。
- ・この上なお同点の場合は、同点者について評価委員があらためて投票を行い、多数決により順位を決定します。